

2020年9月28日
株式会社メルカリ
代表取締役 CEO 山田 進太郎
問合せ先： Corporate Division 03-6804-6907
証券コード：4385
<https://about.mercari.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」というミッションのもと、循環型社会を実現させ、社会に貢献する企業となることを目指しております。
当社グループは、経営の監視機能及び内部統制機能の充実、コンプライアンス経営の徹底を通じて、企業価値の向上に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本方針として定め、ステークホルダーのみなさまの信頼に応えるべく、この基本方針のもと、経営の効率性、透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長、発展に努めていく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

【補充原則4-1②】

当社が事業展開するインターネット業界は、環境・技術の変化が早いため、具体的・固定的な中長期計画を策定することは適切ではないと考えております。当社は、IR 活動等を通じて中長期的な経営戦略の説明を行い、株主や投資家の理解促進に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当社は、コーポレート・ガバナンスの観点から、単に安定株主を確保するための株式の政策保有を行いません。仮に政策保有をする場合は、両社にとって企業価値の向上に資すると判断されるような場合に限り行うものとします。

【原則1-7】

当社では、取締役と会社との利益相反取引及び取締役の競業取引は、取締役会での決議を要し、それらの決議について特別の利害関係を有する取締役は、その決議に参加できないこととしております。また、関連当事者取引については、担当部署において取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性について、事前に確認を行うとともに、特に重要と考えられる取引については、取締役会において、取引の必要性・妥当性について十分に審議したうえで意思決定を行っております。

【原則2-6】

当社には、企業年金基金制度はありません。

【原則3-1】

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」というミッションのもと、循環型社会を実現させ、社会に貢献する企業となることを目指しております。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社グループは、経営の監視機能及び内部統制機能の充実、コンプライアンス経営の徹底を通じて、企業価値の向上に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本方針として定め、ステークホルダーのみなさまの信頼に応えるべく、この基本方針のもと、経営の効率性、透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長、発展に努めていく方針であります。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、中長期の企業価値の向上を実現するにあたり、「人」への投資を行ってそのパフォーマンスと貢献意欲を最大化させ、また、株主価値の増大と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることができるよう、取締役及び上級執行役員に対するインセンティブ報酬として、ストック・オプション制度を導入しております。そして、当該ストック・オプションも含めた取締役及び上級執行役員の報酬内容、報酬水準の妥当性については、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会での諮問を経ることで、決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役及び上級執行役員の選任・解任については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを重視し、当社を取り巻く経営環境を踏まえ、取締役会の審議を基に決定しております。また、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会での諮問を経ることで、当該決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しております。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
当社では、全ての取締役および監査役の候補者について、株主総会招集ご通知（参考書類）に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しています。

【補充原則 4-1 ①】

取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行います。

法令、定款および当社関連規程にて定められている取締役会専決事項を除き、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限の一部を上級執行役員会または各上級執行役員に委任しております。

【原則 4-9】

当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準を満たす者の中から、当社の経営への助言および監督機能を発揮するために必要な、多様かつ専門的な知識、経験と高い識見を有する人物を独立社外取締役の候補として選定しております。

【補充原則 4-11 ①】

当社は取締役会での議論の実質性を高めるために、取締役会の少人数体制を維持する一方、社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性と健全性の維持に努めております。また、取締役会における確かつ迅速な意思決定と適切な業務執行の監督を確保するため、取締役会全体として多様な専門能力、知見が担保されるようにしております。取締役の選任については、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会での諮問を経ることとしております。

【補充原則 4-11 ②】

当社は、各取締役・監査役の主要な兼任状況を、株主総会招集通知添付書類に毎年開示しております。なお、いずれの兼任についても、当社の役割と責務を適切に果たせる時間と労力を十分に確保できる兼任状況であることを確認しております。

【補充原則 4-11 ③】

当社は、取締役会全体の実効性について、毎年、各取締役・監査役が自己評価を行うとともに、社外取締役からも意見をいただくことにより分析・評価を行っております。

【補充原則 4-14 ②】

社外取締役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、取締役会における報告のみならず、各社外取締役に応じた機会を提供することとしております。

【原則 5-1】

当社は、適時かつ公正な情報開示を行い、株主の皆様と建設的な対話を行うよう努めております。CFO の下、IR 担当部署が株主の皆様との建設的な対話の促進に取り組んでおります。IR 担当部署では、その取り組みの一環として、決算説明会の開催、株主の皆様との対話を補助するために必要な情

報を当社内で収集するための各部署との連携の実現、対話において把握された株主の意見・懸念の検討およびそれらに関する取締役会・担当執行役員に対するフィードバックの実施等を行います。株主の皆様との対話にあたっては、インサイダー情報を伝達しないことをその方針とし、伝達する内容については、IR担当部署が、事前に法務担当部署や外部専門家に適宜確認を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田 進太郎	37,612,530	24.09
富島 寛	8,975,000	5.75
MSIP CLIENT SECURITIES	8,540,859	5.47
株式会社 suadd	6,567,000	4.21
ユナイテッド株式会社	5,250,000	3.36
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	4,360,148	2.79
Morgan Stanley & Co. LLC	4,128,704	2.64
MSCO CUSTOMER SECURITIES	3,400,504	2.18
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	2,843,178	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,479,500	1.59

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	上限の定めはない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長

取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高山 健	他の会社の出身者					△						
生田目 雅史	他の会社の出身者											
篠田 真貴子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高山 健	○	高山氏は、株式会社みずほ銀行の業務執行者でありました。当社と同行との間には資本関係はありませんが、当社には同行からの借入金があり、同行は当社の主要な取引先です。もっとも、同氏は、1999年に同行を退任して10年以上が経過しており、同氏と同行との関係性は特別な利害関係を有するものではなく、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしております。	高山氏は、金融事業及びインターネット事業会社経営における専門的な知識や深い経験を有しており、社外取締役として独立した立場からの、当社の経営及び財務に対する助言及び意見等を期待して社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
生田目 雅史	○	-	生田目氏は、銀行、証券及び投資業界における専門的かつグローバルな知識や深い経験を有しており、社外取締役として独立した立場からの、当社の経営及び金融事業に対する助言及び意見等を期待して社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の

			定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
篠田 真貴子	○		篠田氏は、金融機関及びCFOの経験を持ち、ガバナンス、株式、ファイナンスに精通していることから、社外取締役として独立した立場からの、当社の経営に対する助言及び意見等を期待して新たに社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	有り
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3名	1名	1名	2名	—	—	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3名	1名	1名	2名	—	—	社内取締役

補足説明

取締役会の諮問機関として、次の事項について審議し、取締役会に対して提案を行います。 (1) 取締役及び上級執行役員の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項 (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項 (3) 役付取締役の選定・解職に関する事項 (4) 取締役及び上級執行役員の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項 (5) 取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項 (6) 後継者計画（育成を含む）に関する事項 (7) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	上限の定めはない
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、定期的及び随時に会合を持ち、監査体制、監査計画、監査の実施状況等に関して意見及び情報の交換を行い、相互に連携を図っております。また、内部監査室と監査役は、会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人と四半期毎等、定期的及び随時に会合を持ち、監査体制、監査計画、監査の実施状況等に関して意見及び情報の交換を行い、相互に連携を図っております。さらに、内部監査室と監査役は、内部統制の構築及び維持等を担当する部門と定期的に情報交換の場を持ち、必要に応じて調査依頼をする等有機的連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福島 史之	公認会計士													
猪木 俊宏	弁護士													
筱崎 隆広	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員が相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福島 史之	○	—	福島氏は、公認会計士として監査法人において大小様々な企業に対する監査業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社における適切な内部統制構築における助言及び意見等を期待して監査役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
猪木 俊宏	○	—	猪木氏は、弁護士として、企業法務やコンプラ

			<p>イアンスに精通していることから、法律的側面からの助言及び意見等を期待して監査役に選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
筱崎 隆広	○	—	<p>筱崎氏は、経営経験者として、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言及び意見等を期待して監査役に選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
その他独立役員に関する事項	—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬型のインセンティブ報酬としてのストック・オプション制度の導入
---------------------------	--------------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社グループが挑戦を続け、中長期の企業価値の向上を実現するにあたり、「人」への投資を行ってそのパフォーマンスと貢献意欲を最大化させ、また、株主価値の増大と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることができるよう、取締役（社外取締役を除く。）に対するインセンティブ報酬として、2020年度よりストック・オプション制度を導入しております。当該ストック・オプションも含めた取締役の報酬内容、報酬水準の妥当性については、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会での諮問を経ることで、決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

当社は、2020年度より新たなインセンティブ型報酬としてストック・オプション制度を導入いたしました。当該ストック・オプションは、業務執行を担当する取締役に対して付与されるものであり、株主価値の増大と適切なリスクテイクを図ることを目的としております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役・監査役のそれぞれの報酬等の総額および報酬等の種類別の総額を開示しております。

取締役（社外取締役を除く。）については、対象となる役員は6名、報酬等はすべて基本報酬であり、総額150百万円となります。

監査役（社外監査役を除く。）については、対象となる役員は 1 名、報酬等はすべて基本報酬であり、総額 26 百万円となります。
社外役員については、対象となる役員は 6 名、報酬等はすべて基本報酬であり、総額 62 百万円となります。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬、及び、中長期のインセンティブ報酬としての業績連動型ストック・オプションにより構成されており、社外取締役の報酬は、固定報酬により構成されています。

各取締役の報酬額は、取締役会から信任を受けた代表取締役が、取締役の報酬制度や報酬水準の妥当性、決定プロセスの独立性、客観性及び透明性を確保するため、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会での諮問結果を踏まえた上で、各取締役の職責、能力、成果及び会社の業績や経済状況等を考慮して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・監査役に対しては、取締役会・監査役会の招集やその他の各種連絡事項の伝達等を適時に行ってまいります。また、事業理解を深めていただくため、社外取締役・監査役へ向けた当社の事業説明等を適宜行ってまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また、内部監査部門を設け適時に連携を図ることにより企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

(a) 取締役会

取締役会は取締役 5 名（うち社外取締役 3 名）で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会は月 1 回定期的に開催され、担当取締役より業務執行状況の報告が実施されており、必要に応じて臨時取締役会の開催も行っております。

なお、第 8 期（2019 年 7 月 1 日～2020 年 6 月 30 日）において、取締役会の開催回数は 14 回であり、取締役及び監査役の出席状況は以下のとおりです。

- ・取締役 山田進太郎：14 回／14 回
- ・取締役 小泉 文明：14 回／14 回
- ・取締役 濱田 優貴：14 回／14 回
- ・取締役 John Lagerling：14 回／14 回
- ・取締役 青柳 直樹：14 回／14 回
- ・取締役 田面木宏尚：10 回／10 回
- ・取締役 高山 健：14 回／14 回
- ・取締役 生田目雅史：14 回／14 回
- ・監査役 栃木真由美：10 回／10 回
- ・監査役 福島 史之：14 回／14 回
- ・監査役 猪木 俊宏：14 回／14 回
- ・監査役 筱崎 隆広：13 回／14 回

(b) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役 2 名、非常勤監査役 2 名の合計 4 名で構成されており、3 名が社外監査役であります。

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席を通じ、取締役会の意思決定の状況および各取締役に對する監督義務の履行状況を監視し検証しています。また、役職員へのヒアリングや重要な決裁書類

の閲覧等及び、主要な子会社の取締役および監査役等への定期的な聴取などを通じて、取締役の職務執行について監査しています。各監査役は、独立した立場から経営に対する適正な監視を行う一方で、監査役会において情報を共有し、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。なお、第8期（2019年7月1日～2020年6月30日）において、監査役会の開催回数は14回であり、監査役の出席状況は以下のとおりです。

- ・監査役 栃木真由美：10回／10回
- ・監査役 福島 史之：14回／14回
- ・監査役 猪木 俊宏：14回／14回
- ・監査役 筱崎 隆広：13回／14回

(c) 内部監査

当社は代表取締役の直轄の組織として内部監査室を設置しており、担当者を4名配置しております。内部監査室は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。代表取締役は被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について書面により報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しております。

(d) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題については、随時指導を受け適切な会計処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であります。事業に精通した取締役と客観的な視点を持つ社外取締役で構成する取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定しつつ、監督と執行を分離し、上級執行役員を中心とする執行部門への業務執行権限の委譲を促進することで、中長期の企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。また、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性、透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長をするために有効であると判断し、現在の体制を採用しております。さらに、当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することにより、経営陣の指名及び報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しております。

当社の取締役会の構成として、社内取締役2名に対して3名の社外取締役を選任し、1名の社内監査役及び3名の社外監査役と共に経営の透明性と公正性を確保しております。取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底するため、それぞれに企業経営の経験者や弁護士・会計士等の専門家を起用することにより、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の早期開示に努めております。第8回定時株主総会においては、法定期日の1日前には日本語版・英語版の招集通知を当社ウェブサイト上にて開示いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しております。第8回定時株主総会開催日は、2020年9月25日（金）に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第8回定時株主総会においては、インターネットを通じた議決権の行使を実施いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第8回定時株主総会においては、議決権行使プラットフォームへ参加いたしました。
招集通知(要約)の英	当社ウェブサイト等にて、英語版（全文訳）の招集通知を、和文と同日に掲載

文での提供	しております。
その他	<p><招集通知について> 投資判断をしていただく上で必要な情報を分かりやすくお伝えすべくため、図や写真等を用いたカラーでの掲載を行っております。 また、当社ウェブサイトにて招集通知を掲載し、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に努めています。</p>

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>当社では、「ディスクロージャーの基本方針」「情報開示の方法」「沈黙期間について」「将来の見通しについて」および「風説の流布への対応について」から構成されるIRポリシーを策定しており、当社ウェブサイトに掲載しております。</p> <p>https://about.mercari.com/ir/strategy/policy/</p>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会の中で事業に関する説明を行い、個人投資家の方との対話の場を設けております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	<p>決算発表に合わせてアナリスト・機関投資家向けの説明会を定期的で開催しております。</p> <p>また、フェアディスクローズを意識し、説明会の様子を日本語・英語にてライブ配信を行っております。</p>	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	フェアディスクローズの観点より、同時通訳を採用した、アナリスト・機関投資家向けの説明会のライブ配信を行っております。また、毎四半期、定期的に海外投資家との電話会議を開催するとともに、海外IRを実施し、直接訪問する機会も設けております。	なし
IR資料をホームページ掲載	<p>当社ウェブサイト内にて、日本語・英語のフェアディスクローズに努めております。</p> <p>https://about.mercari.com/ir/</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部門に専任者を設置しております。	
その他	自社メディア「mercan」や「merpoli」を通して、自社の文化やサービス、取り組み内容を積極的に発信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、より豊かな社会を目指すサステナブルな事業成長のため、5つのテーマに取り組みます。</p> <p>1. 循環型社会の実現 当社は「捨てる」をなくし、必要なモノが、必要な人に、必要な量だけ届くような循環型社会を目指します。</p> <p>2. 循環型社会の実現に向けた文化醸成・教育 当社は循環型社会を実現するため、文化の醸成や教育にも積極的に取り組んでいきます。</p> <p>3. 地域活性化 当社は地域が抱える課題解決に取り組むことで、地域経済への貢献を通じて個人や企業が活躍できる社会を目指します。</p>

	<p>4. 安心・安全・公正な取引環境の整備 当社はお客さま、加盟店さま、パートナー企業さまに「安心感」をもってサービスをご利用いただけるよう、安全で公正な取引を目指します。</p> <p>5. コンプライアンス・リスクマネジメントの強化 当社は健全で透明性の高い、内部管理態勢を構築し、お客さまやパートナー企業さま、ひいては社会から強い信頼を得られる企業を目指します。</p> <p>その他、サステナビリティに関する取り組みの詳細については、以下に掲載しています。 https://about.mercari.com/sustainability/</p>
--	---

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - ii. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - iii. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - iv. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
 - v. 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下、「公益通報制度」という。）を構築する。
 - vi. 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき処罰の対象とする。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- i. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ii. 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
 - ii. 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、リスクマネジメント体制を構築していく。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - ii. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
 - iii. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- (e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
 - ii. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
 - iii. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
- (f) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じる。

- i. 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保する。
 - ii. 上記(c)の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - iii. 子会社における職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
 - iv. 当社の内部監査グループは、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役と報告するとともに、監査役及び会計監査人とも共有する。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - ii. 監査役補助者は、監査役に専属し、他の業務を一切兼務させないこととし、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集する。
 - iii. 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。
 - iv. 監査役補助者は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができる。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。
- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- i. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
 - ii. 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- (i) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- i. 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ii. 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査役に報告する。
 - iii. 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができる。
- (j) 監査役職務の遂行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当の役員に事前に通知するものとする。
- (k) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - ii. 監査役は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う。
 - iii. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - iv. 監査役は、定期的に内部監査グループと意見交換を行い、連携の強化を図る。
- (l) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。
- (m) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- i. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化している。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

- ii. コンプライアンスの担当部署を反社会的勢力排除の責任部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。
- iii. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「倫理規程」において、反社会的勢力の排除を掲げ、暴力団をはじめとした反社会的勢力と一切の関わりをもたないこと、及び反社会的勢力が当社に関わりを求めてくる場合は、毅然とした態度でこれを拒絶することを宣言しております。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力の排除に向けて、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応細則」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

(b) 対応統括部署

当社は、コンプライアンスの担当部署を反社会的勢力排除の責任部署と位置付け、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに責任部署に報告・相談する体制を整備しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

当社と関係を持つ前に、ダウ・ジョーンズ、インターネット検索、及びその他データベースを利用して、株主、役職員、新規取引先と反社会的勢力との関係を示すような情報がないか確認を行っております。また、既存の取引先等において、反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合は、速やかに取引関係等を解消する体制を採っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

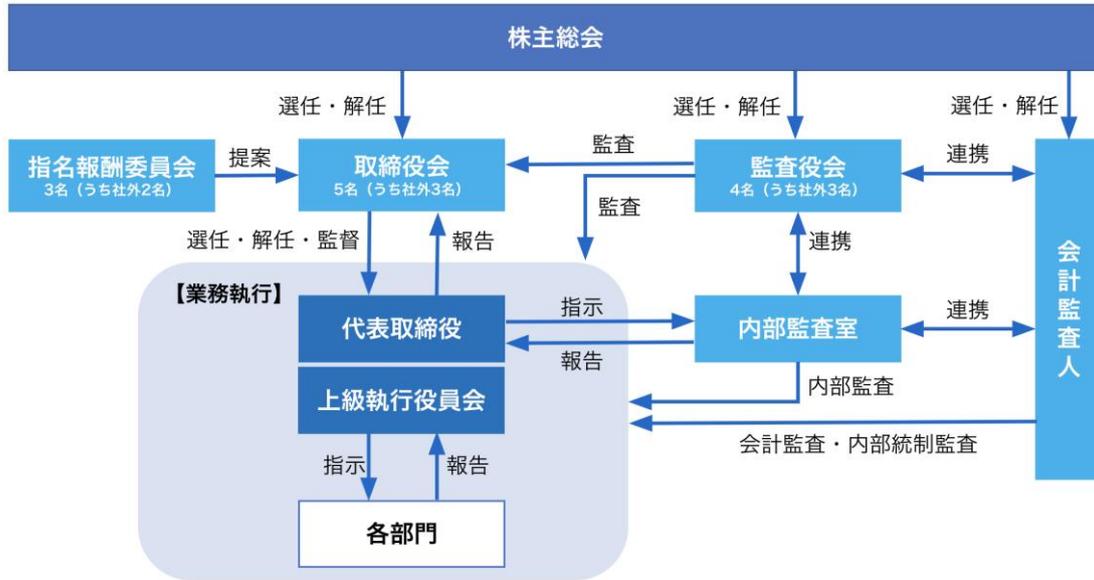
該当項目に関する補足説明

—

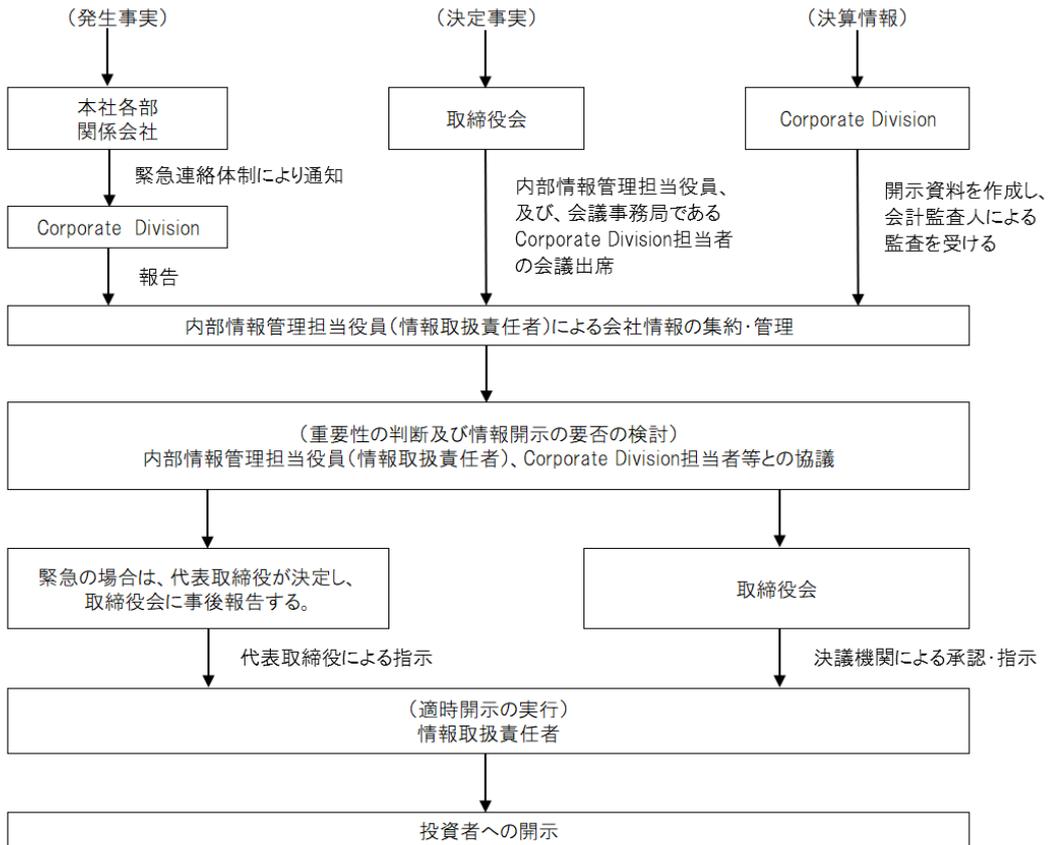
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上